

17 一部事務組合・公社等の取扱い

『合併協定項目(案)』

行財政小委員会において協議中

『調整方針要約一覧』(調整不要や合併前に廃止となる調整項目を除く)

取扱い区分	調整項目内容		調整を必要とする事項 (定めがある場合、所要期間を明示)
	事業や施設等の名称	合併協議会 項目番号	

1 現行のまま新市に引き継ぐもの	(1) 財団・事業団の組織	24 - 03 - 01 - 01	以下、ア～クの釧路市の8財団等を引き継ぐ ア 釧路西港開発埠頭株式会社 イ 株式会社釧路河畔開発公社 ウ 株式会社釧路熱供給公社 エ 財団法人北斗霊園 オ 財団法人釧路市民文化振興財団 カ 財団法人釧路市スポーツ振興財団 キ 財団法人釧路市公園緑化協会 ク 財団法人釧路市住宅公社
2 各市町の現行に基づく統合や再編を行い、新市全体に適用するもの	(1) 工業用水道事業の認可	12 - 03 - 01 - 01	一部事務組合方式の釧路白糠工業用水道事業と音別町の工業用水道事業を統合する事業者変更を届け出るが、給水区域及び事業は現行の2区域・2事業を引き継ぐ
	(2) 広域連合	14 - 01 - 03 - 06 【先行調整項目】	4市町は合併の前日をもって当該連合から脱退し、合併の日の新市として加入
	(3) 一部事務組合の組織	23 - 01 - 01 - 01 【先行調整項目】	4市町が加入している一部事務組合については、他の構成自治体と協議の上、脱退または再編を行う 合併に伴う統合で設置の必要がない組合は解散するなど所要の手続を行う
	(4) 土地開発公社の組織	24 - 01 - 01 - 01 【先行調整項目】	基本財産を引き継ぎ、役員や職員の体制は統合
	(5) 土地開発公社の経営	24 - 01 - 02 - 01	事業は現行を引き継ぐ
3 新市において統合や再編等の方向性が検討されるもの	(1) 振興公社の組織	24 - 02 - 01 - 01 【先行調整項目】	業務内容、経営状況等を勘案し、株主との協議も含め、合併後3年程度で振興公社のあり方を検討 事業や市町からの委託、職員や市町の出資は継承を基本とする
	(2) 振興公社の経営	24 - 02 - 02 - 01	株主との協議も含め、合併後3年程度で事業計画、資本金、所有株や不動産の扱いを検討